

省

令

○国土交通省令第六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む）、第五十八条の二、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該装置と同等の性能を有する配光可変型前照灯（夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。以下同じ。）を備える自動車として告示で定めるものにあつては、この限りでない。

第三十二条第四項中「ただし、の下に」「配光可変型前照灯又は」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「自動車に備える前照灯」を「配光可変型前照灯当該灯火装置の光源から出される光の総量等が告示で定める性能を有するものに限る。」に、備えることができる。」を「備えなければならない。」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「及びすれ違い用前照灯」を「すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の前には、配光可変型前照灯を備えることができる。

8 配光可変型前照灯は、自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、必要な場合にあってはその照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

9 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

4 制動灯を緊急制動表示灯（急激な減速時に灯火装置を点滅させる装置をいう。以下同じ。）として使用する場合にあっては、その間、当該制動灯については第二項及び第三項の基準は適用しない。

第三十九条の二に次の一項を加える。

4 補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該補助制動灯については第二項及び第三項の基準は適用しない。

第四十一条に次の一項を加える。

4 方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該方向指示器については第二項及び第三項の基準は適用しない。

第四十一条の二に次の一項を加える。

4 補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該補助方向指示器については第二項及び第三項の基準は適用しない。

第四十一条の三の次に次の一条を加える。

（緊急制動表示灯）

第四十一条の四 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）には、緊急制動表示灯を備えることができる。

2 緊急制動表示灯として使用する灯火装置は、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器とする。

3 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第五十五条第一項 第五十六条第一項及び第五十七条第一項中「規定」の下に、及びこれに基づく告示」を加える。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条に次の一項を加える。

12 国土交通大臣が指定する自動車（一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第八條第一項若しくは第五項、第十一條第二項、第十一條の二第三項、第十二條第一項、第十三條、第十五條第一項若しくは第二項、第十七條第一項若しくは第三項、第十七條の二第二項、第十八條第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第十八條の二第三項若しくは第五項、第二十条第四項若しくは第五項、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三第一項、第二項若しくは第三項、第二十二條の四、第二十二條の五第二項若しくは第三項、第二十五條第四項、第二十九條第一項、第二項及び第三項、第三十二條第八項若しくは第九項、第四十三條の五第二項、第四十五條第三項又は第五十条の基準（同令第五十八條の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「側車付二輪自動車」の下に「三輪自動車」を加え、同条第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 法第四十一条第四号の制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものに限る。）

第二条第十九号中「前照灯」の下に（配光可変型前照灯を除く。）を加え、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 法第四十一条第十三号の灯火装置のうち前照灯（配光可変型前照灯に限る。）

第五条の表中

五の二 第二条第五号の二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置 第九十四号改訂版

五の二 第二条第五号の二の制動装置 第七十八号第三改訂版

五の三 第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置 第九十四号改訂版

十五 第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置 第十一号第二改訂版